

- * 高齢者の医療の確保に関する法律等によると、病気の早期発見・早期治療だけでなく、高血圧症・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化予防の観点で導入され、健診受診者が自らの健診データの意味を知って、医療専門職の支援（保健指導・受診勧奨等）を得ながら、自らの意思で、その発症や重症化の予防に取り組む良い機会となり得ること
- * 令和2年度、特定健診に準拠した内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）に特化していた問診項目が改変されて、高齢者の特性に関連したフレイルの状況（口腔・運動機能の低下、心の健康状態など）も把握できるようになったこと
- * 上記を使った「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の事業対象者選定や、事業評価が推奨されていること
- * 一人当たり医療費等については「健診受診者では健診未受診者より低い！」という全国的な傾向があること
KDBシステム（国民健康保険データベースシステム）：全国の国保医療保険者や後期高齢者医療保険者等が使う保健・医療・介護情報が集約されている。
- * 健診受診率が上がれば、広域及び市町の後期高齢者の心身の健康状態をより正確に把握できるので、地域の健康実態により適した「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」に繋がること
- * 健診受診率の向上及び健診結果を利用した保健指導の実施率の向上は保険者努力支援制度の評価指標であり、当広域のインセンティブ加算に繋がること

☞ 特別調整交付金の分配が多くなり、生活習慣病等の発症及び重症化予防に使えるお金が増える 他

○健診データは、(毎日の)日常の食事や運動・稼働、休養等が反映される。

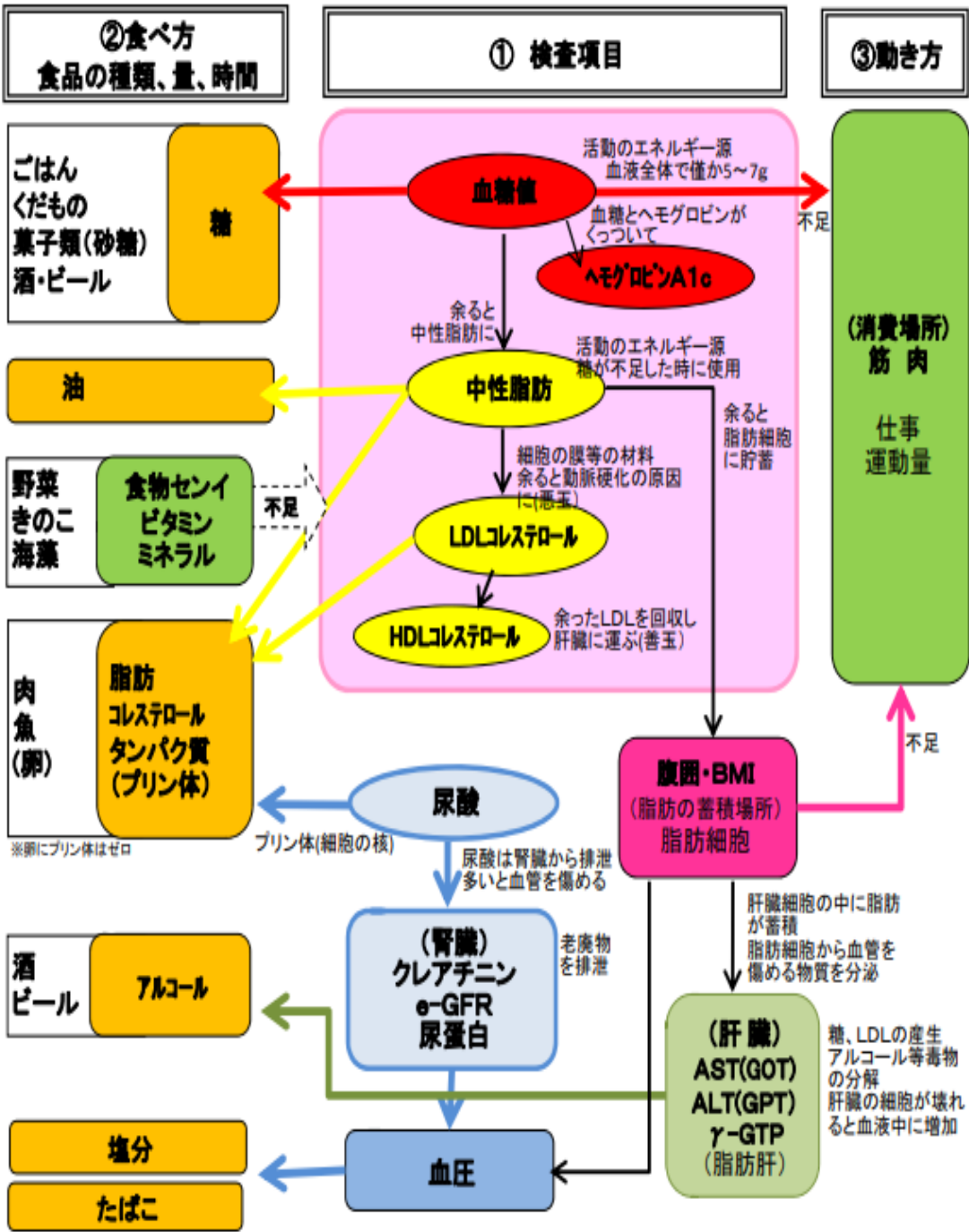
○食べ物は、体内で変化し、血液中に現れて、大動脈(心臓からの太い血管)→ 毛細血管等を通して全身に運ばれる。

ごはん等の炭水化物・果物 ➡ 糖、油 ➡ 中性脂肪、食べ過ぎた炭水化物や果物「糖」 ➡ 中性脂肪となって脂肪細胞として貯められる。
*多すぎる脂肪細胞は全ての臓器や器官などへ悪さを始める。

○下図は、検査項目と、特に関係の強い主な食べ物等を矢印で結んでいる。

◇①検査項目で気になる(検査等の)項目を確認
◇その項目からでる矢印の先を確認：自分の食べ方や体の動かし方で何が健診データに関係しているのかを確認

👉体質的に血糖・血圧・脂質異常を起こし易い方もおり、年齢・体質等で栄養素の利用方法の個人差もあり異常の出方には差がでる。(個別差)



下記項目は目的、解説、ヒト・デンス・統計等、聞き取りポイント、具体的な声かけの例、留意事項、対応方法・紹介先等が別途提示されており、より効果的な事業展開をめざすとされている。

- ・質問4、5の口腔機能及び質問6の体重変化を確認
- ・3食食べているが体重減少がある場合は食事内容確認
- ・欠食がある場合は理由の確認。質問4、5の口腔機能の状況も活用
- ・抑うつ状態で食欲低下をきたす等あり、質問2の心の健康状態も考慮
- ・欠食理由は独居、家庭内環境、高齢者世帯による孤立、生活機能低下、経済的困窮や食事準備の不具合等も考慮

質問区分	No	高齢者の質問票の内容	目的:以下の把握
(1)健康状態	1	現在の健康状態は？	主観的健康感
(2)心の健康状態	2	毎日の生活に満足？	心の健康状態
(3)食習慣	3	1日3食きちんと食べてる？	食事習慣状態
(4)口腔機能	4	半年前より固い物食べ難い？	咀嚼機能状態(咀嚼力)
	5	茶や汁物等むせる？	嚥下機能状態
(5)体重変化	6	6か月で2~3kg以上体重減？	低栄養状態のおそれ
	7	以前に比べ歩く速度遅い？	運動能力の状態
(6)運動・転倒	8	この1年間転んだことがある？	転倒リスク
	9	歩行 ^a 等運動週1回以上？	歩行・体操等運動習慣
(7)認知機能	10	同じことを聞く等物忘れあり？	認知機能低下のおそれ
	11	何月何日か不明な時あり？	認知機能低下のおそれ
(8)喫煙	12	タバコを吸う？	喫煙習慣
	13	週に1回以上外出する？	閉じこもりのおそれ
(9)社会参加	14	普段から家族・友人と付合う？	他者との交流(社会参加)
(10)ソーシャルサポート	15	体調不良時相談できる人いる？	身近な相談相手の有無

8020 (ハチマル・ニマル)運動の経緯 及び オーラルフレイル (OralとFrailtyを組合せた造語：口のフレイルという意味) について

出典及び引用等：令和3年度厚生労働白書、公益社団法人 日本歯科医師会HP及び同HPに掲載の以下の対応マニュアルより「通い場で活かすオールフレイル対応マニュアル」高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて「2020年版」

オーラルフレイルという概念の誕生背景

- ・フレイルは、国の「健康寿命の延伸」の中核的なビジョンとして位置付けられており、その対策が全国展開されている。
- ・オーラルフレイルはフレイルと同様に、8020運動達成率の向上など、高齢期の保健ニーズの変遷の中で生まれてきた概念である。
- ・1989年に開始された8020運動の達成率は僅か27年で5割以上に達しているが、これは歯喪失リスク因子である、①喫煙、②進行した歯周病、③口腔清掃の不良、④根面う蝕、等の歯科治療が効率良く提供されたことによるものである。

- ・8020運動の達成率増加が見込まれる中、歯数主眼の活動に加える、新たな高齢者口腔保健活動の模索・提案された概念が、オーラルフレイルであり、口腔機能に注目した概念と言える。

経緯・年号	内 容
1989（平成元）年	成人歯科保健対策検討会中間報告：80歳になっても自分の歯を20本以上保とう「8020運動」の提唱
1991（平成 3）年	歯の衛生週間（6月4日～10日）の重点目標：8020運動の推進
1992（平成 4）年	8020運動の普及啓発を図る8020運動推進対策事業開始（～8年）
1993（平成 5）年	8020運動推進対策事業の円滑な推進を図る8020運動推進支援事業開始（～9年）
1997（平成 9）年	市町村を実施主体とした歯科保健推進事業（メニュー事業）開始
2000（平成12）年	都道府県を実施主体とした8020運動推進特別事業開始
2006（平成18）年	平成17年歯科疾患実態調査結果公表。8020達成者が調査開始以来の初20%超え
2011（平成23）年	歯科口腔保健の推進に関する法律成立
2012（平成24）年	歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の大臣告示 8020運動の更なる推進等の取組について規定した「健康日本21（第二次）」が大臣告示 平成24年7月告示の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項：健康日本21（第二次）は相互に調和を保ち「8020運動」の更なる推進について規定 平成23年歯科疾患実態調査結果公表。8020達成者が40%超え
2013（平成25）年	歯の衛生週間と歯と口の健康週間に変更。重点目標：生きる力を支える歯科口腔保健の推進～生涯を通じた8020運動の新たな展開～
2014（平成26）年	日本老年医学会が老年症候群の一つとして「虚弱（衰弱）」の名称で扱っていたものを「フレイル」とすることを提唱
2017（平成29）年	平成28年歯科疾患実態調査結果（概要）公表。8020達成者50%超え：わずか27年で達成 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価の取りまとめ
2018（平成30）年	フレイル対策の重点化。口腔機能低下症が保険収載されて、口腔機能低下に対する医療的対応が可能となり、口腔機能低下に対する客観的評価と継続的管理が行える。 患者中心の歯科診療所と住民主体サービスとの協同モデルの確立と地域包括ケアシステム推進の原動力となると思われる。

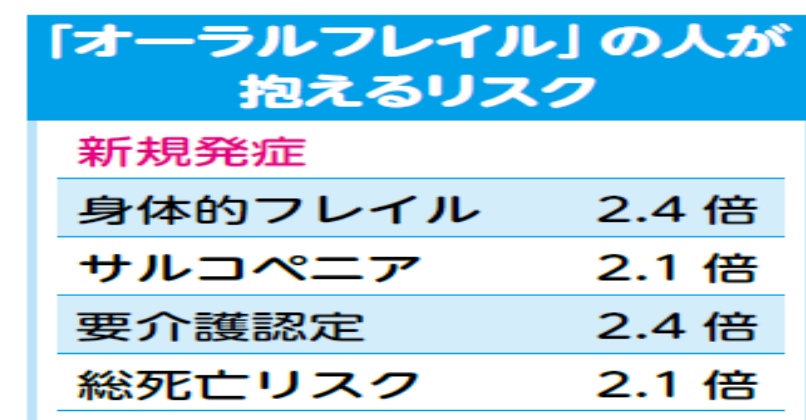
参考：石川県 H26に「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」制定、H30に「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」策定

オーラルフレイルの人が抱えるリスク

オーラルフレイル概念図 2019年版

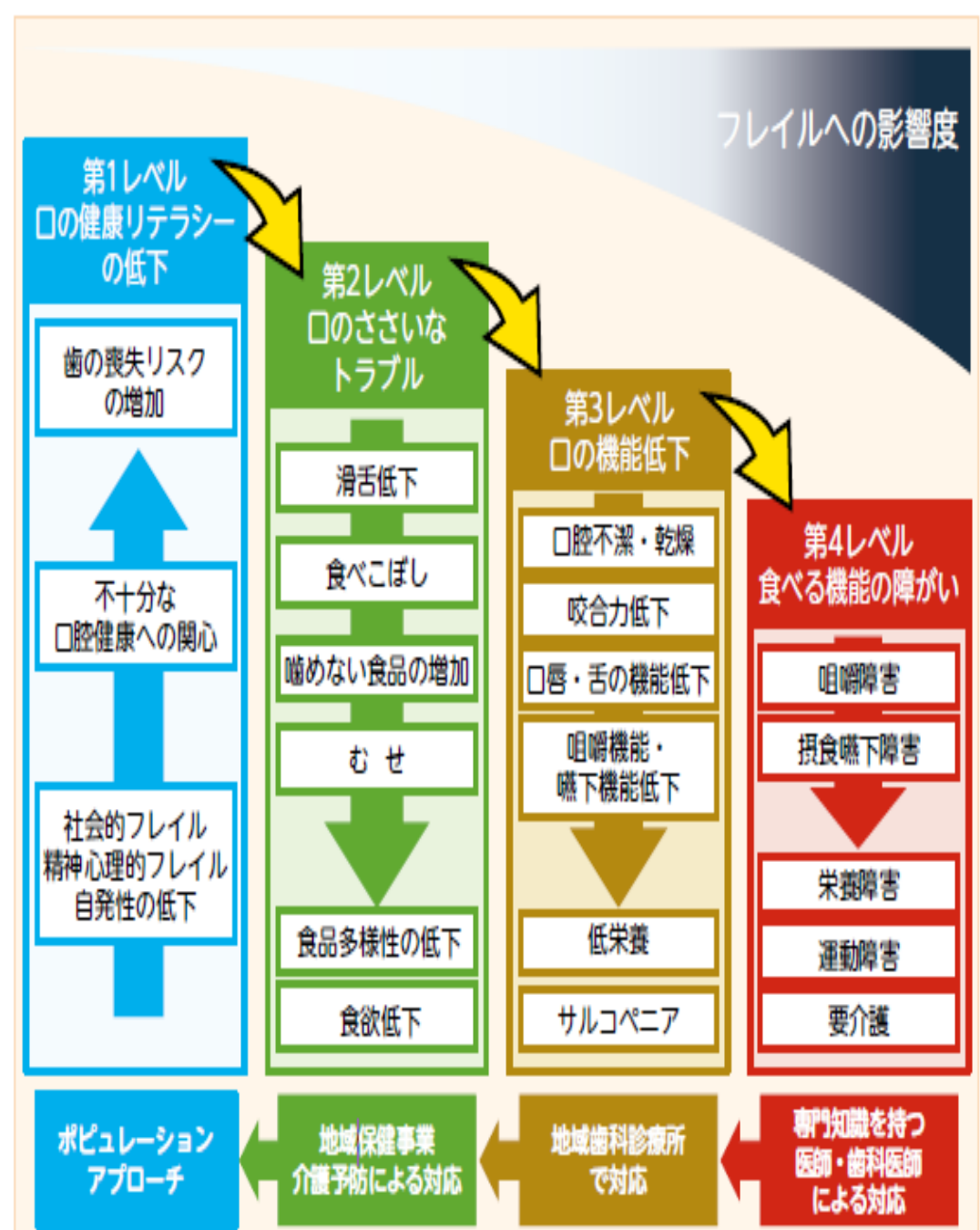
「口腔フレイルに関する疫学データ」 出所：公益社団法人日本歯科医師会
「歯科診療所における口腔フレイル対応マニュアル2019年版」

出所：公益社団法人日本歯科医師会「歯科診療所におけるオラルフレイル対応マニュアル2019年版」



口腔機能の低下への悪循環

出所：公益社団法人日本歯科医師会
歯科診療所におけるオラルケア対応マニュアル2019年版



石川県後期高齢者医療広域連合における保健事業一覧

団塊世代の急増・少子化への備え：「健康寿命延伸と医療費適正化」によって「皆保険堅持・持続可能な社会保障制度の実現」を目指す！

医療懇話会	参考資料3
令和4年1月27日配布	

I 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業(全市区町村実施：令和6年度目途)について

区 分	事業概要	事業効果	令和3年度		令和4年度	
			対象者数	事業費	対象者数(見込)	事業費(見込)
介護高齢者 の 一体的 実施 事業	次の取組を実施する。 ①事業の企画・調整等 ②高齢者に対する *個別的支持及び *通いの場等への関与等 ハイリスクアプローチ及び ボリュیشنアプローチ 令和2年度開始	・健康寿命延伸はもとより、その結果としての「医療費適正化」を達成して「皆保険堅持・持続可能な社会保障制度の実現」を期待 ・市町中心に地域の関係者の連携体制強化を図る。 ・KDB等を活用し、地域の高齢者の全体像を把握することで、必要な人に必要なサービスを届けることができる。	・8市町 七尾市 小松市 珠洲市 加賀市 かほく市 能美市 津幡町 内灘町	120,286千円	・11市町 七尾市 小松市 珠洲市 加賀市 かほく市 能美市 津幡町 内灘町 他3市町	155,988千円

II 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への移行経過措置事業分に係る委託事業（令和6年度以降廃止予定）

(低栄養防止重症化予防事業、健康状態未把握者の把握、通いの場等を活用した健康教育・健康相談等)

区 分	事業概要	事業効果	令和3年度		令和4年度	
			対象者数	事業費	対象者数(見込)	事業費(見込)
A 低栄養防止重症化予防事業	A-1 糖尿病性腎症重症化予防 平成28年度開始	・糖尿病性腎症患者の重症化予防による人工透析導入患者の減少及び導入時期を遅延等によっての生活の質(QOL)の維持を図るとともに、その結果としての医療費の増高速度の鈍化など医療費低減化・削減が期待できる。	・対象者数：4人 ・1市町 (県栄養士会への指導業務委託) 羽咋市	444千円	・対象者数：約20人 ・3市町 (県栄養士会への委託) 羽咋市 (市町実施) 川北町、宝達志水町	878千円
	A-2 循環器疾患重症化予防 令和元年度開始	・健診結果にて、高血圧・脂質異常・耐糖能異常が発見されても治療を受けず放置している医療機関未受診者に対して、医療機関への受診勧奨等の保健指導を行う。	・対象者数：約185人 ・1市町 野々市市	204千円	—	—
	A-2 低栄養防止事業	・低栄養を疑われる方に、食事指導を実施して栄養状態の改善を図りフレイル予防等に繋げる。	・栄養状態の改善が期待できる。 ⇒ BMI・貧血・血清たんぱく・筋肉量など	—	—	—
未把握健康者の 把握	健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの支援	・医療、介護、保健事業等いずれも受けておらず、健康状態が不明の方に對し訪問等で状況確認を行い、その状態に応じ医療・介護・健診等につなぐ。	・対象者数：約120人 ・1市町 羽咋市	297千円	・対象者数：約160人 ・2市町 羽咋市、川北町	597千円
康C 教育発表等普及・健	通いの場等を活用した健康教育、健康相談等	・高齢者が集う場を活用して健康に関する情報の提供(健康教育)や相談を行い、病気の重症化予防やフレイル予防を行う。その方の状態に応じた介護・医療・健診等につなげる。 ・通いの場は介護予防の通いの場だけではなく高齢者が集う場とする。	・対象者数：約25人 ・2市町 羽咋市 他1市町は実施せず	1,800千円	・対象者数約200人 ・2市町 羽咋市、川北町	900千円

III 健康診査関連事業 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン(第2版)」及び「標準的な健診・保健指導プログラム」等参照

区 分	事業概要	事業効果	令和3年度		令和4年度	
			対象者数	事業費	対象者数(見込)	事業費(見込)
A 未受診者 の 健診 対策	健診受診率の向上に 対する取組 R元年度開始	・健診受診率の向上	・2市町 宝達志水町、穴水町	1,000千円	・3市町 宝達志水町 中能登町、穴水町	2,000千円
B 健康 診査	B-1 健康診査 H20年度開始 ※令和2年度後期高齢者 医療制度事業実施要綱 に基づき	・医療費の高い生活習慣病を予防することにより医療費の削減が期待できる。 ※健診受診率(実績) H29年度 34.4% H30年度 34.7% R01年度 35.0% R02年度 32.5%	・対象者数 約158,500人 ※健診対象除外者 (特別養護老人ホーム 等施設の入所者等) を除く。 ・全19市町	395,932千円	・対象者数 約160,700人 ※健診対象除外者(特別 養護老人ホーム等の施設 に入所している者など)を 除く。 ・全19市町	448,398千円
	B-2 歯科口腔健康診査 H20開始 ※R2年度後期高齢者 医療制度事業の実施 要綱に基づき	・生活習慣病である「糖尿病」の第6の合併症とも言われる歯周疾患はじめ高齢者における口腔フレイル予防等に取り組むことで肺炎予防・介護予防にも繋がり、その結果として医療費・介護費等の削減効果も期待できる。 ※健診受診率 R2年度実績 8.4% 金沢市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市	・対象者数 約6,300人 ※年度内76歳到達者 ・7市町 金沢市、七尾市 小松市、輪島市 加賀市、羽咋市 志賀町	2,529千円	・対象者数 約7,300人 ※年度内76歳到達者 ・9市町 金沢市、七尾市 小松市、輪島市 加賀市、羽咋市 志賀町、宝達志水町 中能登町	2,639千円

IV 石川県後期高齢者医療広域連合実施分、市町補助事業

区 分	事業概要	事業効果	令和3年度		令和4年度	
			対象者数	事業費	対象者数(見込)	事業費(見込)
A 適正受診・服薬	受診行動適正化指導 H28年度開始	・重複受診者、頻回受診者、重複服薬者に対して訪問指導することにより医療機関への適正受診を促す。 ※対象者 ア 重複受診者：1ヵ月間で同系の疾病を理由に2医療機関以上に受診している者 イ 頻回受診者：1ヵ月間で同一の医療機関に12回以上受診している者 ウ 重複服薬者：1ヵ月間で同系の医薬品を複数の医療機関で処方され、その日数合計が60日を超える者 ※アとイでは3ヵ月連続で、ウでは2ヵ月連続で、この要件に該当する者を優先対象とする。	・対象者：約70人 ・5市町 小松市、輪島市 珠洲市、かほく市 能登町	4,397千円	・対象者：約70人 ・5市町 小松市、輪島市 珠洲市、かほく市 能登町	5,323千円
	B 重症化予防事業 一部、 R元年度開始	・市町の保健師、管理栄養士等(正職員)が重症化予防の対象者に対し、医療機関への受診勧奨、食事等の保健指導を実施。 ・インセンティブに係る交付金活用した生活習慣病の重症化予防に係る保健指導強化を図る。	・2市町 宝達志水町、能登町	240千円	・5市町 羽咋市、川北町 宝達志水町、中能登町 能登町	360千円
C 啓発普及、健康教育等	フレイル対策事業高齢者健康づくり講習等 令和元年度開始	・加齢に伴う低栄養はじめ、筋力及び口腔機能の低下、服薬等にかかる相談や保健指導を行って高齢者の心身機能低下を予防する。 (地域の集会場等で在宅保健師が後期高齢者を対象に、食事や筋力低下予防の講話や相談などを実施する。)	・対象者数：約300人	353千円	・対象者数：約300人	1,500千円

V その他の保健事業等

区 分	事業概要	事業効果	令和3年度		令和4年度	
			対象者数	事業費	対象者数(見込)	事業費(見込)
V その他の保健事業	A 広報 H27年度開始	・安価に広く、被保険者へ直接周知できるため、費用対効果が高いと見込まれる。	・対象者：約172,000人 ※保険者全員	※案内文の裏面を利用し印刷	・対象者：約176,000人 ※保険者全員	※案内文の裏面を利用し印刷
	B ジェネリック医薬品差額通知 H24年度開始	・ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、調剤費の削減が期待できる。 〈参考〉保険者別の後発医薬品の使用割合(毎年度厚生省公表) H30.9月診療分 73.7% 順位18位 H31.3月診療分 75.5% 順位17位 R01.9月診療分 75.5% 順位20位 R02.3月診療分 78.4% 順位18位 R02.9月診療分 78.8% 順位21位 R03.3月診療分 79.9% 順位19位	・対象者：約30,000人 ・全19市町 ※ジェネリック医薬品に切り替えた場合自己負担に一定の差額がある方を対象	10,107千円	・対象者：約30,000人 ・全19市町 ※ジェネリック医薬品に切り替えた場合自己負担に一定の差額がある方を対象	10,569千円
	C 健康教育・健康相談	・後期高齢者に対し、健康教育・健康相談を実施(上記以外) ・健康増進に係る取組を行いヘルスポイントを付与し、被保険者の個人インセンティブとする際は、事業の広報や台紙等の経費を補助対象とする。 (但し、引換物品代や郵送料は対象外とする。)	・1市町 小松市	1,000千円	・3市町 小松市、宝達志水町 穴水町	2,000千円
	D 保健指導教材に対する助成	・保健指導を効率的に実施するためICTの活用促進 ・保健指導を効率的に実施するためICTの活用促進	・1市町 羽咋市 小松市・加賀市は一体的実施で計上	400千円	・3市町 羽咋市、川北町 宝達志水町	400千円